

都城工業高等専門学校学生寮保護者会会則

(趣旨)

第1条 都城工業高等専門学校後援会（以下「後援会」という。）会則第16条に規定する学生寮保護者会（以下「本会」という。）については、この会則に定めるところによる。

(組織)

第2条 本会は、寮生の保護者を会員として組織する。

(目的)

第3条 本会は、学生寮における寮生の厚生補導について学校に協力するとともに、学生寮における教育及び生活指導に関する理解を深め、寮生の健全な成長に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 寮生の補導及び福利厚生のための援助に関すること。
- (2) 会員と学校との相互理解に関すること。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会の運営にあたる。
- (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長不在のときは、これを代行する。
- (3) 理事 各支部1名 本会の支部を代表し、会務の執行にあたる。ただし、支部は後援会規則を準用する。
- (4) 監事 2名 会計監査にあたる。

2 前項第3号の規定にかかわらず、会員数が僅少等の理由により、支部運営が困難であると会長が判断した支部にあつては、理事を置かないことができる。

(役員を選出)

第6条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、後援会理事会において理事及び代議員の中の会員から選出する。
- (2) 副会長及び理事は、後援会理事及び代議員の中の会員から会長が委嘱する。ただし、後援会理事及び代議員が寮生保護者でない場合は、当該支部の寮生保護者の会員の中から会長が委嘱することができる。
- (3) 監事は、会員の中から理事会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、後援会規則を準用する。

(会議)

第8条 本会の会議は、理事会とする。

(理事会)

第9条 理事会は、正副会長、理事をもって構成する。

- 2 会長は、理事会を必要に応じ招集し、その議長となる。
- 3 やむを得ない理由のため、出席できない理事は、所属する支部の会員の中から代理人として、出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めた場合には、後援会役員及び本校の教職員に助言者として出席を求めることができる。

第10条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 本会の事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の改廃
- (4) その他重要な事項

第11条 理事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その過半数をもって議決する。ただし、委任状をもって出席者に代えることができる。

第12条 会則の改廃及び予算・決算は、後援会代議員会において報告する。

(書面審議)

第13条 会長は、理事会において、次の各号のいずれかに該当するときは、書面審議に付することができる。

- (1) 議案の決議が緊急を要すると会長が判断したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が理事会をやむを得ず招集できないと判断したとき。

2 前項に規定する書面審議は、理事会の構成員の過半数の賛同を得て決議することができる。この場合において、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

第15条 会費は年額6,000円とし、毎年4月末日までに、納入するものとする。

2 年度の途中で新しく会員になった場合でも、その年度の会費を納入するものとする。

3 納入された会費は、これを返還しない。

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務)

第17条 本会の事務は、後援会職員に委嘱する。

附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月25日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成12年4月16日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成13年4月22日から施行し、平成13年4月1日から適用する

附 則

この会則は、平成18年4月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成23年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年2月1日から施行する。